

## ○軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税とは、毎年4月1日現在で軽自動車(原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型)の所有者に対してかかる税金です。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの人で、普通自動車税の減免を受けていない人は、障害の程度により軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

減免を申請される場合には、納期限までに身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、名義人のマイナンバー(通知カードまたは個人番号)をご持参のうえ来庁ください。

## ○納期限

納期は5月末です。(納付期限より遅れますと、20日以内に督促状が発送されます。納期限までに納付してください。)

## ○軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお済ですか。

「車は売った、または処分した。バイク・車は人に譲った。けれど毎年納付書が送られてくるのはなぜ?」と思いながら放置していませんか?

こういった人は、廃車・名義変更の手続きが完了しているかどうか、確認してください。

4月1日以降に手続きを行った場合、1年分の軽自動車税がかかりますので、手続きは3月31日までをお願いします。

また、取得、住所変更があった場合も速やかに手続きをお願いいたします。

車両により、手続き先が異なります。下記の税率と手続き場所の表をご確認ください。

## ○税率と各種(申告)手続き場所

**※平成26年度の税制改正で車体課税が見直されたことにより、軽自動車税の税率が変わります。**

### 原動機付自転車・二輪車

車両の種類		税率(年額)		手続き場所
		H27年度	H28年度	
原動機付	総排気量50cc以下(ミニカー除く)	1,000円	2,000円	赤村役場住民課税務係

自転車	総排気量50ccを超え90cc以下	1,200 円	2,000 円	
	総排気量90ccを超え125cc以下	1,600 円	2,400 円	
	ミニカー(三輪以上のもので総排気量20ccを超え50cc以下)	2,500 円	3,700 円	
小型特殊	農耕用(最高速度35km/h 未満)	1,600 円	変更なし	
	その他(最高速度15km/h 以下)	4,700 円	変更なし	
軽自動車	軽二輪車(125ccを超え250cc以下)	2,400 円	3,600 円	全国軽自動車協会連合会 筑豊地区 TEL:0948—82—1008
2輪の小型自動車	250cc超え	4,000 円	6,000 円	九州運輸局 筑豊自動車検査登録事務所 TEL:050—5540—2080

### 三輪・四輪以上の軽自動車

車両の種類		税額(年額)			手続き場所	
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両		
軽自動車	3輪車(660 cc以下)	¥3,100	¥3,900	¥4,600	軽自動車検査協会 筑豊地区 TEL:0948-82-3508	
	4輪乗用(660 cc以下)	営業用	¥5,500	¥6,900		¥8,200
		自家用	¥7,200	¥10,800		¥12,900
	4輪貨物(660 cc以下)	営業用	¥3,000	¥3,800		¥4,500
		自家用	¥4,000	¥5,000		¥6,000

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

・平成27年3月31日以前に登録済みの車両は現行どおり「平成27年3月31日以前」で税額に変更はありません。

- ・平成27年4月1日以降に新車登録した車両は「平成27年4月1日以降」の税額となります。
- ※平成27年3月31日以前に登録済みの車両を名義変更や中古購入などの場合は「平成27年3月31日以前」の税額となります。
- ・平成28年4月1日現在で新車登録から13年を超える車両は平成28年度分から「13年超え」の税額となります。

## ○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成28年度から低排出ガスおよび燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例(軽減)が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、**平成28年度のみ**下の表の税率が適用されます。

車両の種類				税率(年額)H28年度のみ		
				電気自動車 天然ガス自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2	
					基準1※3	基準2※4
軽自動車	三輪のもの、総排気量660cc以下※5			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上のもの 総排気量660cc 以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円
※1	天然ガス自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より、10%以上窒素酸化物を低減する車両。					
※2	ガソリン車・ハイブリッド車はいずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。					
※3	【乗用】平成32年度燃費基準値より+20%以上達成、【貨物】平成27年度燃費基準値より+35%以上達成。					
※4	【乗用】平成32年度燃費基準値達成、【貨物】平成27年度燃費基準値より+15%以上達成。					
※5	燃費基準は上記※1から※4を適用し、乗用貨物の区分は自動車検査証の用途欄に従う。					

問い合わせ先 住民課税務係 TEL:0947-62-3000(232)